

## 戦時・戦後期神戸市における食糧増産の啓発と農園化奨励

村上しほり

### I はじめに

都市空間を土地・建物の総体とみる時、さまざまな対立が普遍的に生じる。戦後都市空間では、多様な主体の利害関係の輻輳を具現化するようそうした対立が随所に現れた。闇市は、焼け跡や疎開空地、街路・広場等の公共空間を過渡的に用いた露天営業の集積であった。立売りや屋台の青空市場が規模を拡大して、街路を埋めるバラックの連鎖市場へと形態を変える。その無秩序や治安悪化に対し、占領軍と地方行政が取り締まる。筆者は占領下地方都市の闇市を対象にした都市史研究において、それらの都市形成の過程と占領軍の神戸市域への影響を明らかにし、主に戦後の矛盾を來した配給制度が闇市を発生させ、商業集積へと展開していく占領下都市空間の具体相を描いてきた<sup>1)</sup>。

闇市の展開によって生まれた戦後商業・店舗集積には、隣接して菜園・農園としての過渡的な土地利用が存在した。それを目の端に捉えつつ、背景となる時期や所管が異なるためにこれまで十分な検討は適わなかった。戦時期の日本では、配給が滞る状況下で自給自足と都市部の農園化奨励が始まり、戦後にかけて約10年続いた。複雑な戦後都市空間の実態を掴むためには、時局に応じて変化した戦時期神戸の経済統制の経緯や神戸市機構の改組や隣保組織の成立についても正しく捉える必要があるだろう。

日本の市民農園を対象とした先行研究には唐沢の成果<sup>2)</sup>があるが、地方におけるその実

態を取り上げるものはない。欧米では第一次世界大戦期に始まった「戦時農園」のキャンペーンが第二次世界大戦時にも展開され、各国で農園奨励は広がりを見せた。1800年代より展開した西ドイツの市民小農園の国民運動が1919(大正8)年のクラインガルテン法制定に繋がった歴史や法制度の詳細は、戦時下日本でも大いに注目されていた<sup>3)</sup>。そうした時代背景のもと、国民精神総動員運動の一環として空閑地の活用が始まった。

本論では、戦時から戦後の神戸において宅地や公有地を用いた菜園・農園の展開と、その背景となった「食糧増産」の啓発に光を当てる。地方行政の情報発信を通じた、戦時期の空閑地を利用した隣保組織の農園化奨励による都市部の食糧増産に係る啓発の実態解明は、戦後の過渡的な土地利用や市民の食生活のあり方に対する理解に寄与すると考える。そのため、神戸市が戦時期刊行した『神戸市民時報』と戦後に復刊した『神戸市公報』の悉皆調査を行い、食糧増産の啓発と農園化奨励の実態に言及した記事を抽出し、その内容から衣食生活に係る言説の分類、検討を行う。

戦時期に神戸市が発行した『神戸市民時報』を用いた先行研究には、同紙の資料解説を行い、防空活動と町内会隣保組織の実態を論じた岸本<sup>4)</sup>や、民防空体制の構築と防空意識の啓発について論じた洲脇<sup>5)</sup>の成果がある。しかし、これまでの研究は防空の実態解明を主眼に置き、戦時期から戦後の神戸における衣食増産の啓発を取り上げたものはない。また、

戦時・戦後神戸市の第一次産業については『新修神戸市史』<sup>6)</sup>にも記述があるが、通史にとどまり、経済と農政に係る事務を時局の推移と神戸市の組織変遷の関係から捉えるものではない。加えて、戦時・戦後における都市部の農園化と公有地の無断使用に着目した分析も見られない。

『神戸市民時報』は、1921（大正10）年4月5日に創刊した『神戸市公報』に替わって1941（昭和16）年8月11日に創刊し、敗戦後も1945（昭和20）年10月25日の184号まで発行された。同紙は号外や附録に公報を掲載し、全184号は戦時期の市民生活について、町内会隣保組織の回報としてプロパガンダを担ったいわば「隣保の新聞」<sup>7)</sup>としての機能を有した。「戦時市民生活の刷新向上に重点を置き、市民の新聞として愛読されていた」<sup>8)</sup>同紙において、4年余りの紙面で一貫して見られるのは食糧増産の啓発である。

『神戸市公報』は一時『神戸市民時報』に統合されて廃刊となるも、戦後1945年11月15日に「市政の報道機関紙」<sup>9)</sup>として復刊した。背景にあった時局は異なるが、共通して、市民に向けた市政の報道機関紙として生活情報を伝える記事が掲載された。さらに、戦時期の同紙の内容を見ると、「防空」に対する国家のプロパガンダがあつた一方で、地方の生活に密着する配給情報や増産について市の担当機関が市民に指示・協力依頼するにあたっては、当時の実情をもとにした情報発信であつたことも明らかである。したがって、上記の2資料を主にした悉皆調査と、他資料との照合から分析を進め得ると考える。

## 2 戦時期日本における空閑地利用の方針

1938（昭和13）年4月1日に国家総動員法が公布され、5月5日に施行された。同法

は、国家総動員を、事変を含む戦時に際し「国の全力を最も有効に發揮せしめる様的及物的資源を統制運用する」ことであると定義し、国家総動員上必要と認められる事柄について、政府が広範な統制を行えるよう定めるものであった。

1939（昭和14）年4月27日、首相官邸で開催された国民総動員委員会第4回総会において「時局認識徹底方針」と「物資活用並に消費節約の基本方針」を決定、翌28日に閣議決定された。後者の方策の「一、物資活用並に消費節約運動の展開」として「(三) 空閑地・荒蕪地の活用」という項目が採り上げられた。

### (三) 空閑地、荒蕪地の活用

国家資源尊重の見地よりして空閑地、荒蕪地を徒らに放置することなく、生産的勤労奉仕を促進し、植樹、開墾その他の方法により之が活用を図る運動を起すこと。

日本公園緑地協会は同年6月に発行した『公園緑地』の巻頭言で、ここでいう「空閑地」について「勿論広く町村山野に於けるものを意味すると同時に都市区域内狭くは個人庭園内に於けるものをも当然包含するものと解すべきであろう」と見解を示している<sup>10)</sup>。また、郊外町村の山野空閑地については農林省農村経済厚生部の指導を、都市内については計画局都市計画課と提携して積極的活動を促進できていることに言及した。

1937（昭和12）年1月に創刊した同誌は都市計画の専門的知見から1938（昭和13）年2月号の特集を「市民農園特集号」として世論の喚起に努めており、その内容はドイツを中心とした欧州の市民農園や米国の農業問題を取り上げ、東京の市民農園の事例を伝えている。

空地利用への早期からの取り組みには大阪府知事提唱のもとに進められた府内の空閑地利用があったものの、都市部では「土地そのものが商品乃至投機対象物たるの思想」があり、その実行は難しかったという<sup>11)</sup>。また、「善良なる地主、善良なる借地人を保護すべき土地の賃貸、離作等に関する何等の制度が整わざる」状況を懸念して、日本公園緑地協会が標準実施要綱を調整していたという。

既に内務省計画局においても人口10万人以上の都市に対する空閑地の調査は行われていた。その結果によると<sup>12)</sup>、更地の割合は東京2.50%、大阪7.94%、名古屋10.18%、京都2.32%、神戸0.80%、横浜3.74%と、六大都市でその面積が圧倒的に限られたのが神戸市であった。詳しくは次章以降で見ていくが、神戸市における「空閑地利用」の実態は、町村山野ではなく市街地の空地を想定した農園化奨励として進んだ。これは、市域面積に占める更地があまりに少なかった神戸市独自の展開であったかもしれない。

### 3 神戸市の機構改革と経済局の事務分掌

#### 3-1 市経済局の事務分掌と配給事務の変化

食糧増産を掲げた戦時期の市民生活を所管する神戸市の職制・処務は、戦時期には1941年4月、1942年5月、1943年6月、1944年4月、1945年3月に大きく改正された。短期での局部課の流れ動きは戦後も見られ、1945年9月、1946年2月、1947年1月、8月に改正が続いた。【表1】

以下では、その主要な変更点を整理する。

まずは、1942（昭和17）年5月19日付訓令甲第10号による神戸市役所処務規程の改正<sup>13)</sup>で、商工課が産業部（庶務課、産業課、観光課、山地課）と消費経済部（配給課、市場課、中央卸売市場）に展開していた従前の体制

から、経済局（総務課、産業課、配給課、中央卸売市場）に統合された。しかし、1943（昭和18）年6月1日付訓令甲第27号によって再度改められ、商工課、振興課、配給課、農事課、中央卸売市場から成る体制、つまり農事課が新設される。これは、都市部の市街地が多かった神戸市域でも食糧増産のために農事を求められた時局を示す動向と考える。

1944（昭和19）年4月1日付訓令甲第12号による改正では、従前の経済局から食糧増産部（農事課、作業課）と物資配給部（配給課、中央卸売市場）へと変更された<sup>14)</sup>。この要点は「食糧増産」が部名にまで位置づけられ、さらに従来は厚生局に位置した作業課を食糧増産部に組み込んだことにある。作業課は塵芥収集や屎尿汲取とその処理を担う部署であり、農村に配給する肥料の不足から農事と抱き合わせた施策が見える。

市域に対する無差別焼夷弾爆撃が始まった1945（昭和20）年3月15日付訓令甲第5号による改正では、物資局の中央卸売市場（調整課、配給課、生鮮食糧課）と食糧増産部（農事課、作業課）となり、局の再設置に加え、配給と中央卸売市場の関係が逆転した<sup>15)</sup>。

そして、終戦直後の1945年9月1日付訓令甲第35号をもって、大幅な機構改革が図られた<sup>16)</sup>。ここでは、1944年4月・1945年3月の過渡的な事務分掌と分けて、1943年6月の経済局の体制と事務分掌から終戦直後への変更点に注目したい<sup>17)</sup>。振興課はなくなり、従前の農事課は増産課へと名称を変更して継続された。ここでは、特に戦時期から戦後の市民生活を象徴した事務にあたった増産課と配給課を見てみよう。1943年6月と1945年9月の経済局二課についてその内容を比較すると、次の通りである。【表2】

1945年9月の機構改革で配給課の事務分

表1 戦時・戦後期神戸市の経済局機構

改正	局	部	課
1941.4	—	産業部	庶務課、産業課、観光課、山地課
		消費経渉部	配給課、市場課、中央卸売市場
1942.5	経済局	—	商工課、振興課、配給課、中央卸売市場
1943.6	経済局	—	商工課、振興課、配給課、農事課、中央卸売市場
1944.4	—	食糧増産部	農事課、作業課
		物資配給部	配給課、中央卸売市場
1945.3	物資局	中央卸売市場	調整課、配給課、生鮮食糧課
		食糧増産部	農事課、作業課
1945.9	経済局	—	中央卸売市場、配給課、増産課、商工課
1946.2	民生局	経済部	産業課、中央卸売市場、配給課
1947.1	経済局	—	産業課、商工課、農事課
1947.8	経済局 農政局	—	商工課、貿易課、配給課、中央卸売市場
		農務課、農産課	

表2 神戸市経済局の事務分掌の変化

1943年6月	1945年9月
経済局農事課 一 局ニ属スル庶務ニ関スル事項 二 局内事務ノ連絡、統制及改善ニ関スル事項 三 農畜水産業ノ振興ニ関スル事項 四 農畜水産業諸団体ニ関スル事項 五 農畜水産業諸団体ノ事業奨励補助ニ関スル事項 六 農地開拓ニ関スル事項 七 園芸指導ニ関スル事項 八 空閑地利用ニ関スル事項 九 局内他課ノ主管ニ属セザル事項	経済局増産課 一 焼跡地農園化及市民食糧自給態勢強化ニ関スル事項 二 農事指導ニ関スル事項 三 種苗ノ確保、配給及種苗場ニ関スル事項 四 製塩ニ関スル事項 五 農畜、水産ノ振興ニ関スル事項 六 農畜、水産業団体ニ関スル事項 七 農地開拓並帰農斡旋ニ関スル事項 八 其ノ他食糧増産ニ関スル事項
経済局配給課 一 生活必需物資需給ノ調査及調整ニ関スル事項 二 生活必需物資配給計画及其ノ実施ニ関スル事項 三 割当配給制度ノ改善ニ関スル事項 四 生活必需物資小売配給機構ノ整備ニ関スル事項 五 生活必需物資価格及配給ノ監察及指導ニ関スル事項 六 生活必需物資配給及消費ノ指導ニ関スル事項 七 関係官公署及業者トノ連絡ニ関スル事項 八 小売市場ノ指導ニ関スル事項	経済局配給課 一 生活必需物資ノ集荷、貯蔵、配給ニ関スル事項但シ生鮮食料品ヲ除ク 二 屠場ニ関スル事項

(「神戸市役所処務規程」1943年、1945年)

掌は大きく二つに分けられ、その内容は顕著に減る。生鮮食料品以外の生活必需物資の集荷貯蔵配給を担うという変更は、生鮮食料品の集荷貯蔵配給を中央卸売市場の所管と位置づけたことに起因するだろう。さらに、局庶務や統制とその改善、公設小売市場の管理・指導監督、流通や総合配給所などが全て中央卸売市場の事務分掌となった。両者の密接な連絡を要したが、この時点で既に、近い将来に経済統制に起因する「配給」がなくなり、中央卸売市場の業務に統合されることが想定されていたと見ることができるのである。

### 3-2 農事事務の増加と農政局の成立

一方、増産課（旧農事課）の事務は減らず、むしろ新設された事項として一項に「焼跡地農園化及市民食糧自給態勢強化」、三項に「種苗ノ確保、配給及種苗場」、四項に「製塩」が挙げられた。さらに、従前の「園芸指導」は「農事指導」と表現を改めたほか、七項には「農地開拓」に加えて「帰農斡旋」が見られる。1943（昭和18）年12月21日には都市疎開実施要綱が閣議決定され、空襲被害を防ぐため、東京都区部・横浜市・川崎市・大阪市・神戸市・尼崎市・名古屋市・北九州地域で建物や人員の疎開も行われるようになった。都市疎開の展開として「集団帰農」が掲げられ、1944（昭和19）年からは「岡山、鳥取両県下及兵庫県下城崎、出石、養父、朝来、美方の五郡」への移転と農業従事が推奨され、各区の防衛課が相談・申込みに応じていた<sup>18)</sup>。こうした帰農斡旋を戦後も続けたことが事務分掌からも窺える。また、戦時期には「空閑地利用」や「園芸」と表現されていた食糧増産の方法が、課名を増産課と改めるに伴い「焼跡地農園化」や「農事」と謳われるようになっていったこともわかった。

戦後、1946（昭和21）年2月16日付の訓令甲第1号によって経済局は民生局経済部へと変更された。増産課と商工課は統合されて経済部産業課となり、中央卸売市場と配給課は産業課と並んで経済部に属するようになった。従前、中央卸売市場は局庶務や統制とその改善も担ったが、これは部の処務として産業課に移された。

しかし、1947（昭和22）年1月20日付訓令甲第3号によって再度、経済局の改正が図られる。ここでは、同局産業課所管の商工事務の展開に応じた、中小商工業の振興育成の必要性に応じて商工課を新設し、農事事務の強化を図った農事課の再設置が行われた<sup>19)</sup>。

さらに、地方自治法に基づいた1947（昭和22）年8月12日付の神戸市事務分掌条例（神戸市条例第267号）と神戸市事務分掌細則（神戸市規則第211号）によって、旧経済局は経済局と農政局に分かたれた。経済局は商工業及び貿易に関する事項、物資の集荷及び配給に関する事項を掌るとして商工課、貿易課、配給課、中央卸売市場とされ、農政局は農業、森林及び水産に関する事項を掌るとして農務課、農産課が置かれた。

なお、1947（昭和22）年3月1日に神戸市は北・西部隣接10カ町村390.5km<sup>2</sup>（有馬町、山村、平野村、岩岡村、伊川谷村、有野村、押部谷村、櫻谷村、神出村、玉津村）の合併を果たし、従前の市域面積を超える農村を擁するようになった。この合併が神戸市にとって食糧の確保や食糧増産対策の推進に効果を発揮したことは明らかである<sup>20)</sup>。それに伴い、旧経済局農事課の事務が飛躍的に増加した結果、農政局の新設に至った経緯も推察される。

## 4 食糧自給の展開—空閑地から戦災跡地へ

### 4-1 市民時報記事に見る空閑地利用菜園

戦時期に発行された『神戸市民時報』においては、空地を利用した菜園【図1】の奨励や野菜等の栽培方法が案内された記事が多数掲載された。1941(昭和16)年9月11日から1945(昭和20)年10月25日まで65件に及び、これは全体の約35%を占め、かつ継続的な情報発信であった。

1941(昭和16)年末に産業部産業課のもとに神戸市空地利用協会を設立、栽培指導の技術員を設置して、本格的な空地利用が始まった<sup>21)</sup>。回覧板によって事前に通知された空地利用の方法は、「一、空地の借入及貸付 二、栽培の指導 三、農薬、肥料、農具等の配給、斡旋、貸付等」とされ、町内会・市民の協力が求められた。土地の買入・貸付のための空地利用申込書と栽培道具と資材配給の為の報告書を、組長、町内会長、町内連合会長の順に上げることが定められた。

「一坪の空地」<sup>22)</sup>を菜園にすることもまた既定路線となり、1942(昭和17)年4月には園芸指導の方針と体制が決まっていく<sup>23)</sup>。指導員である産業課の技手と技手補の受持区域は東部(灘区、葺合区、神戸区、湊区)と西部(須磨区、林田区、兵庫区、湊東区)に大別された。また、各区には神戸市空地利用協会嘱託の指導員が2、3名置かれた。この取り組み



図1 元町高架の向かいの隣保菜園

は「一坪農園」、「一鉢農園」、「一坪菜園」と様々な呼称で記事に現れたが、総じて正式名称は「空閑地利用菜園」と考える。市民からは「蔬菜園」と呼ばれたようだ。【図2】

1944(昭和19)年8月になると、食糧増産の緊急性が高まり、蔬菜類を栽培するため開墾、埋立て、干拓を行う会員5名以上の団体に対して、空地利用協会から開墾奨励金を交付するとの案内が掲載された<sup>24)</sup>。ただし農家はその対象としない趣旨の注記もあったほか、同年5月には空地利用農園主としての工場会社等が農家と特約して栽培させたり、農家から人を雇ったりしないようにとの県からの指示も見られた<sup>25)</sup>。

ここからは、農家の生産量を保ったままで、1941(昭和16)年に始まった都市部の空地を開墾した隣保菜園・家庭菜園を少しでも増やそうとした市農事課・空地利用協会の取り組みが1945(昭和20)年2月4日より市域に対する無差別焼夷弾爆撃が始まると続いていた様子を見て取れる。なお、1952年施行の農地法では継続的に耕作する目的の土地であれば「農地」と称することが定められている。

### 4-2 公有地の無断使用への注意

積極的な空閑地利用菜園が増えた一方で、都市空間には望ましくない土地利用も現れていく。1942(昭和17)年5月の「隣保の島



図2 蔬菜園を含む川柳と挿絵

(『神戸市民時報』第150・151合併号、1944年10月7日)

に道路を使うな」と題した記事<sup>26)</sup>では、隣保組織の設けた菜園が道路にまで展開している状況を伝えて、注意が促された。

「隣保の畠に道路を使うなー不審な時は道路課へ」

近頃隣保菜園が盛んに行われています。これも食糧増産の一部ですからどんどんやって下さい。然し困った事に近頃方々で道路まで使っていられますがあれは許されませんので今後は絶対しない様に。間違って使っていたら出来る丈早くのけて下さい。大体地域で判然している処は

天王寺川沿岸、第一神港商業学校裏、新湊川沿岸一帯で水害後土砂をのけて広くなった川べりはいけません。一寸判断のつかぬ所は御面倒でも、護国神社上、市道路課管理係（電

話葺合七六六一）へ御問合わせ願います。

（『神戸市民時報』第27号、1942年5月11日）

ここで市道路課から具体的な指摘を受けた3ヶ所（①天王寺川沿岸、②第一神港商業学校裏、③新湊川沿岸一帯）とはどこだったのかを【図3】に示した。

1ヶ所目の「天王寺川」は誤植で、神戸市北区から兵庫区を流れる新湊川水系の二級河川「天王谷川」を指す。1901（明治34）年に湊川改修株式会社により、旧湊川は石井川と天王谷川の合流点下流の菊水橋付近から付け替えられ、会下山の湊川隧道を流れ、刈藻川に合流する新湊川が誕生した。1938（昭和13）年7月の阪神大水害による多数の犠牲者を出した地域でもあり、天王谷川沿い（①）に整備された天王川公園の一角には1940（昭和15）

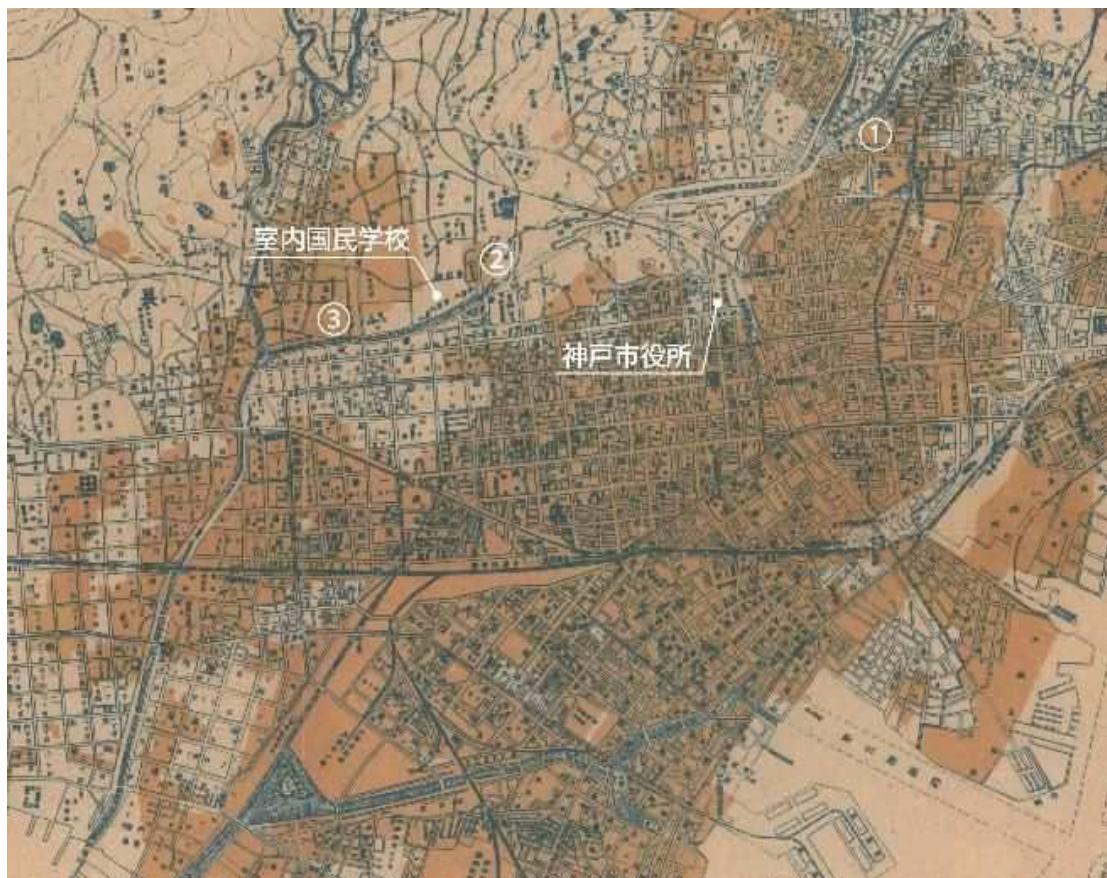


図3 1942年5月の河川沿い隣保菜園の立地（神戸市復興本部編『復興神戸市都市計画図』三和出版株式会社、1946年9月）

年 10 月に水害復興記念碑【図 4】が、石井川との合流地点の雪御所公園には 1941（昭和 16）年 10 月に慰靈塔【図 5】が建立され、現在も残る。2ヶ所目の「第一神港商業学校」は神戸市立神港高等学校（2018 年閉校）である（②）<sup>27)</sup>。その所在地は兵庫区会下山 3 丁目で、新湊川が会下山隧道を抜けた先の左岸を意味する。3ヶ所目は前述した 2ヶ所を含む「新湊川沿岸一帯」と掲げられ（③）、現在の長田区（旧林田区）東部を流れる新湊川の阪神大水害復旧整備のために河川沿い道路用地や建築敷地造成地区として確保された沿岸に、菜園が無断で造られた様子を伝えていたと言えよう。

なお、1945（昭和 20）年 4 月時点の市物資局食糧増産部（農事課、作業課）は長田区前原町 1 丁目の室内国民学校（現・室内小学校）を拠点としており、これは新湊川の右岸に位置した。この件に注意を促した道路課は東部の灘区に立地し、一方で空閑地利用菜園を奨励した農事課が新湊川沿岸に立地していた。

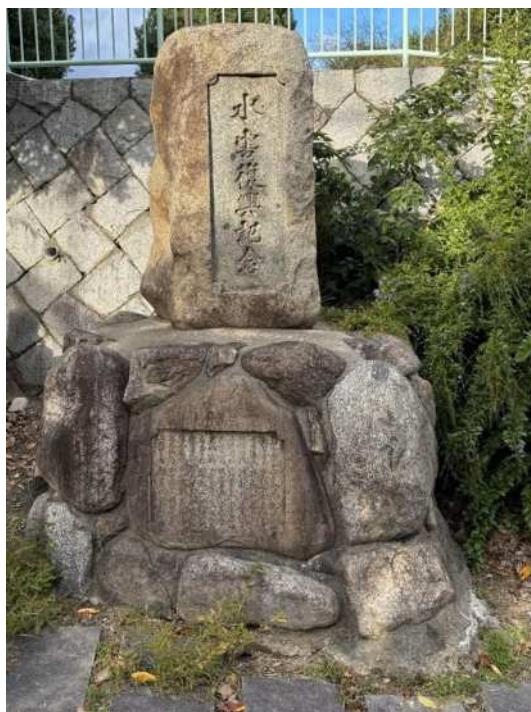


図 4 水害復興記念碑

これを鑑みると、長田区や市域西部を中心に市の農事事務が展開していたなか、農事課は目前で展開した道路用地の無断使用菜園を咎めなかったのではないかと考えられる。

この注意から 4 ヶ月後にも、周知事項として、道路課長から道路上の土砂に対する注意が発された。全市の各家庭で待避所を作った時期で、土間や床下を掘って出た土砂を処分せず街路に積んだまま放置している様子が散見されたという<sup>28)</sup>。こうした対応の問題点は「不体裁であるばかりでなく、戦時交通の円滑を阻害する」上に、「衛生上にも有害であり、又降雨の都度下水に土砂が流入して汚水の流通を害する因を作る」と言及され、町内会等でまとめて迅速に処理するよう周知された。なお、同記事の見出しには「道路上の土は速かに処分を一溝の上の畠も取避けて下さい」と記され、道路・溝渠上に一定の菜園が形成されていたことも推察できる。

#### 4-3 戦災跡地利用と土地所有者の「協力」



図 5 慰靈塔

1945（昭和 20）年 2 月以降、空襲被害を受けた神戸の市街地には「災害地跡及疎開地跡」<sup>29)</sup>が広がっていく。その中で、食糧増産部農事課が戦災跡地を農園化することを明確に打ち出すのは同年 4 月であった<sup>30)</sup>。土地所有者・権利者に対して、農園化に問題があれば 4 月 22 日までに所轄警察署に申告して立札を掲示するようにと期限を設けた。申告がない場合は「御承認を得たものと看做して農園として利用致しますから御了承願います」とされたが、同時期の都市疎開が進んでいた状況を鑑みると、申告に間に合わなかった対象者が多かったと察せられる。

このほか、町内会・隣保等や官庁・工場・会社等職域団体で共同耕作を希望する者への 4 月 25 日までの農園耕作希望申込みと、割当地の整理についての案内が発された。整理に際しては、土地の境界、標識、立木（焼木を含む）、建物基礎等、台石、杭等を残すこと、金属類は回収し一定箇所に集積すること、「其の他後日各種の支障の起らぬ様措置」することへの注意が示された。また、「栽培すべき作物中南瓜、ヒマ等は完全整地を行はずとも壺播きで結構ですから之が実行を考えてください」という記述からは、抜本的な焼け跡の整地を行うよりも育てやすい南瓜を勧める姿勢が見てとれる。

同年 5 月、食糧増産部農事課からは「急ごう 戦災地の農園」として、戦災跡地の整理と種類の選び方、注意事項についてさらに詳細に解説した<sup>31)</sup>。戦災跡地は石、煉瓦、瓦の力ヶ、金物等種々雑多な物を退けて、既設の貯水池や貯水槽を利用した灌水用水溜め、便所跡を利用した屎尿溜を用意することから整地を始める必要がある。土質が良いところでは「ふだん草、かきぢしゃ、三寸人参、西洋菠蘿草、葉葱の菜類、蔓いんげん、ふぢ豆、茄子、トマ

ト、胡瓜等の果菜類、甘薯」を栽培し、手不足等で充分整理のできないところは「南瓜、玉蜀黍、そば、ひま」を育てることが勧められた。

また、注意事項として次の 6 点が挙げられた。

- ①自家農園として使用する場合は所轄警察、それ以外は各区役所振興課に申し込む
- ②土地所有者による土地区域の溝及標柱等は必ず保存する
- ③土塊が固い時は雨上がりの時に充分に碎く
- ④作物の養分になる窒素が少ないため付近の腐った土や泥土を入れて下肥を充分に用いる
- ⑤コンクリート等で打破れない時は盛土で菜類は作れる
- ⑥小面積に区切って垣根等をめぐらし個人化せず町内会等で集団的に共同的に統制する

登録や土地所有者標識の保存等に言及する一方で、良い農園を作る具体的な方法が解説され、土地には農園化のための徹底的な整地を施すことが求められた。「土地は焼土化されて割合状態はよい」という記述からは宅地の農園化に迷いなき当時の担当課の姿勢が窺える。なお、これ以降は終戦までに戦災跡地利用に詳しく踏み込む記事は見られない。

次に現れる記事は終戦後、同年 10 月「焼跡の農園 耕作の自給自足」（第 182 号、1945 年 10 月 5 日）、「戦災跡の農園化 自給自足の鍵 指導は空地利用協会」（第 183 号、1945 年 10 月 15 日）であるが、その内容は、戦災跡地の農園化を進めて自給自足に邁進すること、農事課と空地利用協会の指導を受けられることと前述の通りであった。このように、食糧危機による増産の必要性と戦災跡地の用い方には、終戦による著しい変化はなか

ったと見ることができる。

1946年4月に撮影された米国戦略爆撃調査団(United States Strategic Bombing Survey, USSBS)によるカラー映像"PHYSICAL DAMAGE, KOBE, JAPAN"にも、野菜が植えられた空襲跡地や整地の様子が記録された。同月29日の映像【図6・7】では、焼け跡となった神戸の市街地に、その利用が空閑地か戦災跡地かの峻別は難しいものの、大小さまざまな農園とそれを手入れする人びとの姿が映る。同時期に焼け跡を耕す整地作業を個人で進めた様子は、家屋再建というよりも戦災跡地農園の整備に向けた動きであったこともうかがえる。

戦後も「蔬菜立毛品評会」等の農園化奨励の取り組みは展開された<sup>32)</sup>一方で、1946(昭和21)年7月になっても深刻な食糧危機と遅配は続き、『神戸市公報』の「農園」欄では「食糧危機打開の為 戦災地所有者にお願い」<sup>33)</sup>

として、農村から種苗の供出を受けて市内戦災空地に町内会、隣保、国民学校等で野菜の植付けを行うため戦災地の所有者に同年11月末まで5ヶ月間の協力を依頼する旨が周知された。この土地使用に問題がある所有者または権利者は7月4日までに兵庫県農務課また

は神戸市産業課に申し出るようにと記されたが、同記事が掲載されたのは7月5日号であり、おそらく町内会の回覧板等で事前に通知があったのだろう。市公報の公示は事後的な採録も見られることから、通知記事も同様の傾向にあったことが推測されるが、都市疎開による不在地権者・権利者にその通知が届いたとは考えがたい。

戦後、神戸の都心部に帰ってきた人びとが焼け跡の不法占拠で家も敷地も判然としなくなった談話もあったが、個人に土地を奪われるのみならず、戦時から戦後にかけて行政主導で旧宅地が農園化されていた状況も無許可同様であったことがわかった。これらは、戦時期に都市疎開や帰農を推奨されても、空襲が近づいていても、家を離れられなかった背景の一つでもあっただろう。そして、戦後も状況が変わらず、むしろ戦災跡地にその施策が展開した動向は注目すべき点と言える。

なお、戦後も『神戸市公報』に定期的に掲載された「農園だより」や「空地利用便り」等の案内記事は、1947(昭和22)年5月の「農園だより 馬鈴薯の手入」(『神戸市公報』第49号、1947年5月15日)を最後に見られなくなる。同年8月には特別市制の実施によ



図6・7 1946年4月29日、焼け跡の神戸と戦災跡地農園  
(MOVING IMAGE "342-USAF-11048", 米国国立公文書館所蔵より抜粋)

って食糧事情が悪化するという懸念を晴らそうと、神戸市と兵庫県の生産高と供出高が示された<sup>34)</sup>。こうした紙面内容からも、神戸市においては戦後1947（昭和22）年夏が農産物の食糧危機の山場であったと考えられる。この食糧状況の改善には、同年3月の北・西部隣接10カ町村合併と進駐軍払下げ物資の影響が大きかった。

## 5 増産事業としての動物飼育

### ——兎から鶏、そして豚へ

空閑地を利用した農産物の栽培だけでなく、1943（昭和18）年になると食糧増産と衣料原料への協力のために、隣保や家庭で家畜を育てることも奨励された。本章では、神戸市から隣保へ動物飼育を指示する記事を『神戸市民時報』『神戸市公報』から抽出し、市民生活に求められた「増産事業」のありようを検討する。

#### 5-1 兔飼育による「増産」

神戸市から隣保組織に発信された『神戸市民時報』では、1943（昭和18）年1月の常会資料として「(三) 戦力強化のため、兎を飼いましょう」の見出しが躍る<sup>35)</sup>。続いて、同月の次号では「兎の飼い方 何處でも、何ででも飼えます」として兎の飼い方が詳細に解説された<sup>36)</sup>。当初の「戦力強化」とは、「酷寒の戦野に戦う将兵の防寒服や飛行服に必要な兎の毛皮を第一線に送出す為に兎の増産に努めましょう」という表現の通り、軍需物資として日本陸軍に兎の毛皮を送るために市民に協力を求めたことを意味する。また、「肉は御希望で返して貰える」と追記されており、飼育に対するリターンとして、毛皮の販売だけではなく食肉が得られることを示唆したのだろう。

古くより兎を食べる文化は日本にもあった

が、近代日本で養兎業が広まったのは、毛皮の利用が明治中期より始まり、第一次世界大戦の影響から大正中期には海外に輸出されるようになった影響がある<sup>37)</sup>。さらに、経済恐慌による農村不況のために農家の副業として広まっていた。

兎の飼い方は、「種兎の購入は神戸市役所神戸市農会で取次ぎ」とし、「品種は改良白兎種」が最良と記された。飼箱や場所や飼料、そして世話を配慮して各家庭で育て、十分な大きさになれば市農会に通知し、農会指定の集荷人に販売・出荷するように案内された。

『神戸市民時報』第61号によると、出荷の目安は「二百匁位までは一箱に三、四頭、三百匁位までは一箱に二、三頭、四百匁以上になれば一箱に一頭六百匁になれば出荷出来」とし、一箱に1~4匹で2,250~3,000gに成長すれば出荷可能と考えられたようだ。

「病気」の項目には、病気への注意や対策の記述も見られた。しかし、病気が悪化して死んだ場合には箱や餌鉢の熱湯消毒を行い、「必ず毛皮を取って下さい、肉もどんな病気で死んでも食べられ、あたる心配は絶対ありませんから死んでも埋めないで下さい」と締め括られ、科学的な正しさに依らず「食べられる」ことを過度に強調した姿勢が窺える。

全国的に、戦後の兎の飼育は「農村と家庭の副業で輸出用毛皮の生産を」と謳われて重視され、見返物資としての輸出、食肉の確保、菜園増産の肥料生産の3点が期待された<sup>38)</sup>。食肉を目的とした兎飼育の奨励は、神戸市においては戦後に見られた。1946（昭和21）年4月には『神戸市公報』に「食用兎に就て」と題した案内記事が掲載された<sup>39)</sup>。ここでは、「食用兎の仔」を実費で分ける事業として、「路傍の野草、山の木の葉、木の実、台所の廃品、菜園の余り物等」を利用して飼うことが勧

められ、兎飼育は次のように謳われた。

青草だけで大きくなり、簡単に女、子どもで飼え、場所が要らず、肉は鶏と同様の栄養価があり、皮は防寒用に良く、六一七ヶ月で一人前になる

(『神戸市公報』第14号、1946年4月25日)

申込みは、希望頭数・性別、飼育経験の有無、資料入手の予定を必要事項とされ、個人は町内会を通じるか直接区役所町政課に、団体ならば神戸市役所産業課空地利用協会に提出した。この一頭30円目安の配布は継続的な事業であり、「大きくした兎を持って来られたら専門家がその場で肉にしてあげますし、皮は一時預ければちゃんと鞣して返します」<sup>40)</sup>と案内された。以降も9月に市産業課が複数回にわたり、「兎の飼い方」<sup>41)</sup>や「兎の殖し方」<sup>42)</sup>を伝える記事も市公報に見られた。戦時期と戦後、どちらも食糧危機に対する増産目的の兎飼育ではあったが、陸軍用の衣料か、各家庭の衣料・食料か、そして貿易の見返物資か、想定された用途は敗戦で一変したと言えよう。

## 5-2 鶏飼育による「増産」

さらに、同年5月には、「鶏の雛を斡旋一飼料は台所の残りもので」と鶏の飼育が促された<sup>43)</sup>。この解説と方法の案内からは、鶏飼育の目的だけでなく、市役所機構や市民生活の実状も垣間見られる。

「鶏の雛を斡旋一飼料は台所の残りもので」

戦時期国民の保健上特に大切な蛋白栄養源確保のため市経済局産業課内にある神戸市空地利用協会の事業として優良な中雛（生後約六十日）の買入をお世話いたします。時局下養鶏用配給飼料の配給は殆んど不可能な状態に

ありますが各家庭や工場、学校の炊事場等から出る厨芥（台所の残りもの）魚屑、煮干屑、隣保園の残菜等の捨てるものを利用し勝ち抜く為めの工夫によって飼育して下さい（後略）  
(『神戸市民時報』第76号、1943年5月1日)

戦時期では、前述した市経済局産業課の下部組織として神戸市空地利用協会が置かれ、各区役所振興課には同協会支部が設置された。この生後約60日の鶏飼育の配布先は共同飼育を主とし、①隣保内2世帯以上の共同飼育、②学校や工場等の共同飼育、③飼料が比較的豊富な家庭の個人飼育と想定された。養鶏用に飼料を配給できない状況下のため、自給飼料で飼育できることを条件に共同飼育は5羽以内、個人飼育は2羽以内、1羽1円40銭で前納が求められた。1943（昭和18）年5月1～10日に区役所で用紙を受け取り、所属する隣保世話係の証明を受けて申し込み、6～8月に配布を受けるスケジュールが示された。

記事の末尾には「隣保の卵は隣保の手で」「隣保菜園の肥料は隣保養鶏で」と標語が示された。食糧不足が深刻化する中で既存の隣保菜園から自給自足の農業を展開して、卵の収穫と効率の良い肥料の確保を目指したことが分かる。

なお、言及はないが鶏の産卵は一定ではない。飼料や日齢の影響もある。現代では養鶏場の鶏は120日齢前後で産卵を始め、200日齢前後が産卵率のピークであるといい、560日齢前後で産卵率は70%前後となり、その後休止や回復のための飼養管理も行われる。配布先是「但し長期に亘り愛育される方」と記され、この時点での見通しがあったとは思えない。「長期」がどれくらいのスパンを意味していたのかも不明である。

### 5-3 豚飼育による「増産」

翌 1944(昭和 19) 年 7 月には、「増産 隣保で豚を飼いましょう—近く配給奮って申込下さい」と、市から配給する仔豚を隣保で飼育することが奨励された<sup>44)</sup>。その代金と設備費の約半分を市が補助することが特徴的な事業であり、既に同年 6 月に第 1 回の配給が完了したという。

「増産 隣保で豚を飼いましょう—近く配給奮って申込下さい」

隣保で豚を飼いましょう。仔豚は市から配給し、その代金と設備費には半額以上を市から補助します。台所で捨てる野菜の屑だけを食べさせて置けば、三貫目の仔豚が十ヶ月以内に二十五貫の親豚に成長します。各家庭で捨てる野菜屑は、全市で日々何万貫に上るでしょう。この野菜屑が一日に三貫あれば豚が一匹飼われます。勿体ない話です。美味しくて栄養があり、殊に大切な蛋白質の多い豚肉が食べられ、同時に立派な隣保農園の肥料が得られるとは、正に一挙両得の食糧増産事業ではありませんか。飼い方は至って簡単で、一匹一日三貫の野菜屑を与えるだけで結構。六月に学校や隣保に配給した第一回の分は、それで非常に順調に、すくすくと育っています。近く第二回の配給を致しますから奮って申込み下さい。精しい手続は市の農事課へ御相談下さい。尚お補助金は次の通りです。

#### 補助金

- (1) 仔豚の買入 代金の六割以内（但し一匹十二円まで）
- (2) 飼料容器の買入 代金の五割以内（但し一箇五円まで）
- (3) 飼料運搬用手車の買入 代金の五割以内（但し一台七十五円まで）

(『神戸市民時報』第 139 号、1944 年 7 月 15 日)

1 日に 1 頭の豚が食べる野菜屑の重さである「三貫」は 11.25kg にあたる。1940(昭和 15) 年告示の「神戸市町内会等設置規程」によると 1 隣保は 10 戸以内と定められた<sup>45)</sup>。ここから、隣保単位とはいえ、食糧不足の折に毎日この量の野菜屑を準備できるのかは疑わしい。また、この記事では明確に隣保農園の肥料として豚の糞尿を使用するよう言及され、親豚になるには 10 ヶ月というようにその成長には時間がかかることが見越された。つまり、短期的には豚の食肉を獲得する期待ではなく、菜園・農園の食糧増産に寄与する事業として企図されたと言えるだろう。

併せて、戦後神戸では市民の排出する屎尿処理を必要としながらも、空地利用や戦災跡地利用による農作物の栽培においては「汲み立ての新しい人糞尿」を使うことに注意が発された<sup>46)</sup>。その理由は、衛生に悪く作物に対してよくないからとされ、やむなく使う場合は一度腐らせて土と混ぜて限定的な使用に止めるよう伝えられた。同記事からは、戦後神戸で空地を用いた農業を行うにあたり、糞の肥料としては灰と堆肥や牛馬糞等を入れて耕作することが期待されたと言えそうだ。

なお、戦後日本の小学校で学校動物として兎や鶏を飼い始めたのは、こうした戦時期の隣保組織や学校・工場で共同飼育が奨励された名残であろう。厨芥や残菜等の自給飼料で育てられ、植物の成長に欠かせない有機肥料をも生み出しこれらの動物の位置づけは、現代社会における環境に配慮した循環型の農畜産業の原型とも言えよう。しかし一方では、神戸市では近年、小学校の動物飼育は段階的に縮小されている<sup>47)</sup>。2020(令和 2) 年度に新

学習指導要領が小学校で全面実施されるにあたり、神戸市教育委員会は市立小中学校の業務見直し方針を策定したうちの一方針である。背景には、疫病、動物愛護、動物アレルギーなどに加えて、教員の働き方改革を要する現状がある。小学校生活科の学習指導要領では動物や植物を育てる活動を通した生命尊重の学習が目指されているが、動物飼育によってのみ獲得される能力とは歴史的にも言い難く<sup>48)</sup>、その学習方法は今後さらに模索されるだろう。

## 6 おわりに

日中戦争勃発による戦時体制は、1938（昭和13）年公布・施行の国家総動員法に始まった。1939（昭和14）年4月に定められた物資活用並に消費節約運動の展開として、空閑地の活用が国内の都市部でも奨励されるようになった。

そうした時局に応じて衣食生活に係る神戸市役所の機構改編と事務分掌の変更も進んだ。戦時期の経済統制と食糧危機から生まれた農事・増産が戦後へと継承され、食糧増産や帰農斡旋、市域拡張とも関係して農事事務が成立していった。目まぐるしい職制改正は戦後復興の混乱と進捗の実態を顕著に反映した。

さらに、空閑地利用による食糧自給のあり方が模索され、市民と隣保の新聞であった『神戸市民時報』には菜園・農園の奨励や野菜の栽培方法等の情報、指導員による相談対応の案内が定期的に多数掲載された。戦時期の畠を捉えた写真は限られるが、終戦後の爆撃調査団によるカラー映像には焼け跡と農作物を栽培する様子が確認できた。

1938（昭和13）年7月に発生した阪神大水害による被災地の河川沿い道路用地や建築敷地造成地区を無断利用した菜園も生じ、問題視した記事が見られた。街路を占拠する行

為への道路管理者による注意は、いつの時期にも発生する。美観・交通・衛生上の改善を趣旨として促すのも、戦後・占領期の闇市・露店群への撤去指示と共に、秩序回復の普遍性が見出される。

1945（昭和20）年4月には、市は戦災跡地の農園化奨励を謳い、都市疎開で不在の地権者や権利者が多いにも関わらず、戦災地の農園化を急いた。食糧増産の必要性と戦災跡地の用い方には終戦による著しい変化はなく、戦後も食糧危機が緩和される1947（昭和22）年夏まで都市部の農園化は続いた。

また、農産物の栽培に加えて、1943（昭和18）年からは家畜の飼育が奨励された。日本軍の防寒服に供出する兔の毛皮に始まり、卵を産む鶏や豚を育てることで、菜園・農園の良質な有機肥料を生み出し食糧増産に寄与することが期待された。兔の飼育は、見返物資としての輸出、食肉の確保、菜園増産の肥料生産の3点に寄与するために戦後も重視され続けた。

菜園と闇市は、一見すると公主導の農園化と民主導の店舗・住宅建設と対照的であるが、土地の暫定利用という基礎をなす性質が共通したと言える。どちらも戦時体制の国家が窮屈した社会背景のもと、不在や無言の権利者の権利を守ることなく、土地を有効活用した食糧増産や流通促進に邁進する営みであった。戦時に始まった公主導の空閑地利用から戦災跡地利用への展開は、闇市の営業主体による過渡的な土地利用の選択等の戦後の民衆心理に影響を及ぼしたと考えられよう。

## 注

- 1) 村上しほり『神戸闇市からの復興—占領下にせめぎあう都市空間』慶應義塾大学出版会、2018年
- 2) 唐沢陸海「日本における市民農園について」『都市計画』第93号、日本都市計画学会編、1977年2月、pp.53-61

- 3)『公園緑地』第2巻2号(市民農園特集号)、日本公園緑地協会、1938年2月。北村徳太郎「市民農園に窺へる獨逸魂」『公園緑地』第3巻6号、日本公園緑地協会、1939年6月、pp.46-51
- 4)岸本くるみ「神戸市民時報にみる防空活動と町内会隣保組織の実態」『神戸市史紀要 神戸の歴史』第28号、神戸市文書館、2023年6月
- 5)洲脇一郎「神戸における民防空の壊滅」『神戸親和女子大学研究論叢』第53号、2020年
- 6)新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史産業編I第一次産業』神戸市、1990年
- 7)神戸市『神戸市民時報』第60号、1943年1月2日
- 8)神戸市『神戸市公報』復刊第1号、1945年11月15日
- 9)同前
- 10)「巻頭言 國民精神總動員と空閑地、荒蕪地の利用」『公園緑地』3巻6号、日本公園緑地協会、1939年6月、pp.2-5
- 11)同前
- 12)「彙報 全国十萬以上の都市に於ける更地調べ」『公園緑地』3巻6号、日本公園緑地協会、1939年6月、pp.52-53
- 13)神戸市『神戸市民時報号外』1942年5月26日
- 14)神戸市『神戸市民時報号外』1944年5月5日
- 15)神戸市『神戸市民時報号外』1945年4月20日
- 16)神戸市『神戸市民時報号外』1945年9月15日
- 17)神戸市『神戸市民時報号外』1943年6月12日
- 18)神戸市『神戸市民時報』第176号、1945年7月5日
- 19)神戸市『神戸市公報』第39号、1947年1月25日。  
同第40号、1947年2月5日
- 20)新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史産業編I第一次産業』神戸市、1990年、pp.498-500
- 21)神戸市『神戸市民時報』第20号、1942年3月1日。  
東京都では1939年既に補助金を交付して実行団体を設立して空地利用運動に乗り出していた。
- 22)神戸市『神戸市民時報』第20号、1942年3月1日
- 23)神戸市『神戸市民時報』第24号、1942年4月11日
- 24)神戸市『神戸市民時報』第143号、1944年8月12日
- 25)神戸市『神戸市民時報』第132号、1944年5月27日
- 26)神戸市『神戸市民時報』第27号、1942年5月11日
- 27)同校と市立兵庫商業高等学校の統合再編によって2016年に市立神港橋高等学校となった。
- 28)神戸市『神戸市民時報』第44号、1942年9月12日
- 29)神戸市『神戸市民時報』第171号、1945年4月25日
- 日。「市の戦時対策 各局部をのぞく」で物資局は、総合配給所の設置と「市民農園」の計画として市民の申込をすでに受けていることに言及した。
- 30)同前
- 31)神戸市『神戸市民時報』第173号、1945年5月15日
- 32)「蔬菜立毛品評会 受賞者発表」『神戸市公報』第5号、1945年12月25日。「第三回空地利用 立毛品評会を省みて」『神戸市公報』第6号、1946年1月15日
- 33)神戸市『神戸市公報』第21号、1946年7月5日付
- 34)神戸市『神戸市公報』第58号、8月15日
- 35)神戸市『神戸市民時報』第60号、1943年1月2日
- 36)神戸市『神戸市民時報』第61号、1943年1月16日
- 37)山口俊策「時局と養兔業」『地理』vol.2、1939年。  
宇仁義和「近代日本の養兔事業 I 戦前編：副業と軍需物資の間で」『オホーツク産業経営論集』第30巻第1号、2021年11月
- 38)大阪府食糧増産家庭農園協会編『菜園』第9号、社団法人日本菜園協会、1948年3月、p.35
- 39)神戸市『神戸市公報』第14号、1946年4月25日
- 40)同前
- 41)神戸市『神戸市公報』第27号、1946年9月5日
- 42)神戸市『神戸市公報』第29号、1946年9月25日
- 43)神戸市『神戸市民時報』第76号、1943年5月1日
- 44)神戸市『神戸市民時報』第139号、1944年7月15日
- 45)「神戸市町内会等設置規程」1940年12月28日告示  
甲第四〇号、第一条
- 46)神戸市『神戸市公報』第6号、1946年1月15日
- 47)『神戸新聞』2020年1月17日付
- 48)鈴木哲也「明治後期における小学校理科の動物解剖の位置づけ」(『東京未来大学紀要』vol.6、2013年)では、明治後期の小学校理科教育における生体解剖ではカラスガイやナマコ、コイ、カエル、鶏や兎も対象とされた可能性があり、自然観察による知識は生命尊重の基礎になるという考え方があったと示されている。

